

掛金引落金融機関について（平成 30 年 10 月 1 日現在）

国民年金基金連合会と口座振替契約を締結し、i D e C o の掛金を引落すことができる金融機関は以下の通りです。

- 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行
- 信託銀行の一部（みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行）
- その他銀行（あおぞら銀行、イオン銀行、埼玉りそな銀行、ジャパンネット銀行、新生銀行、住信SBIネット銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行）
- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信用農業協同組合連合会（信連）、農業協同組合（農協）

なお、以下の金融機関は国民年金基金連合会との口座振替契約がないため、掛金引落金融機関に指定することはできません。

- ・ 信託銀行の一部（野村信託銀行、SMBC信託銀行 など）
- ・ ネット銀行の一部（じぶん銀行、セブン銀行、ソニー銀行 など）
- ・ その他銀行（新銀行東京 など）
- ・ 外国銀行
- ・ 商工組合中央金庫
- ・ 農林中央金庫
- ・ 信用漁業協同組合連合会（信漁連）、漁業協同組合（漁協）